平成２５年（フ）第１８３６号
北海道千歳市信濃４丁目２番１号　ハウスＲ202号
債務者　吉川　信幸
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０号
群馬県高崎市江木町1040番地２　テレスハラ206号
債務者　新井　宏美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１８６号
群馬県高崎市栗崎町417番地　ホワイトハイツⅠ202号
債務者　石川　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９２号
千葉県東金市宿666番地９、申立時の住所千葉県東金市薄島290番地５
債務者　大久保敏恵
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３１４号
相模原市南区麻溝台８丁目18番43号　メゾン相模303
債務者　橘　　聖美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２２号
相模原市南区東林間８丁目22番43号　ハイツ東林間105
債務者　古谷　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３３２号
相模原市緑区与瀬662番地
債務者　内田由布子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４１号
相模原市緑区又野153番地15　パレスサン102
債務者　伊藤　芳夫
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５５号
新潟県燕市燕2960番地
債務者　小林　和行
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第５６号
新潟県三条市直江町１丁目２番10号　渡辺アパート６号室
債務者　相田　信晃
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３３号
京都府舞鶴市字行永1600番地―315号
債務者　川西　　隆
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第８９８号
大阪府羽曳野市西浦６丁目２番33号303号室
債務者　古田　睦恵（旧姓吉川・吉岡）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９０１号
堺市中区深井清水町3969番地　大和屋マンション201号
債務者　山田　末子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９１３号
堺市堺区霞ヶ丘町１丁１番25号　フェニックス霞ヶ丘４階401号室、住民票上の住所大阪府南河内郡太子町聖和台１丁目７番地の４
債務者　今川　克彦
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３１号
堺市西区鳳北町４丁222番地２　北鳳団地Ｃ棟104号、住民票上の住所大阪府岸和田市下松町916番地の４　サンシャイン道野101号
債務者　西尾　隆則
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
徳島県三好市池田町トウゲ178番地２
債務者　泉谷　知志
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第５２号
山形県酒田市石名坂字金坂90番地の３
債務者　遠藤　恵美
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山形地方裁判所酒田支部